

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、次の政治団体は、令和 8 年 5 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 8 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 竹内 治彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
片山おさむ後援会	片山 治	片山 治	山県市高木 967			
福永やすこを太くする会	福永 泰子	横井 成明	瑞浪市釜戸町 1858-1213			
松久しげる後援会	松久 由美	松久 茂	山県市伊佐美 1140-3			